



中小総研

3社に1社が取得実績 育児介護休業実態調査 (IRSME17001)

平成 29 年 5 月 15 日 大西 由訓

株式会社エフアンドエムでは、エフアンドエムクラブ会員企業に対し「育児介護休業」についての実態調査を行なった。

1. 調査背景

政府はアベノミクス新3本の矢で「GDP600兆円」「出生率1.8」「介護離職ゼロ」という大きな目標を掲げている。育児・介護における課題を解決すべく、平成29年1月1日に改正育児介護休業法が施行された。今回の改正では、従業員の育児休業、介護休業の取得を後押しするために、育児休業を数回に分割して取得することや半日単位での介護休業取得などを認め、有期労働者についても育児休業取得要件の緩和などがなされた。

制度や政策の変更の多い育児休業・介護休業について、制度改正前に中小企業における取得実態を調査した。

2. 調査概要

調査期間：平成 28 年 9 月 9 日～平成 28 年 11 月 24 日

調査対象：エフアンドエムクラブ会員企業

※エフアンドエムクラブ会員企業とは、エフアンドエムが提供する中小企業向け
管理部門支援サービスに入会している企業

有効回答数：615 社

調査エリア：全国

	北海道・東北	関東	首都圏	中部・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄	総計
サービス業	9	8	14	20	19	16	20	106
製造業	13	7	23	31	27	23	12	136
建設業	30	1	12	32	24	20	23	142
卸売業	9	1	9	16	15	5	15	70
小売業	14	3	7	10	9	10	9	62
運輸・通信・IT業	5	3	6	4	11	5	5	39
飲食業	4		1	1	3	1		10
不動産業	1	1	6		3	1	2	14
その他	7	1	5	4	7	3	9	36
総計	92	25	83	118	118	84	95	615

※1. 首都圏＝東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県

平成 29 年 5 月 15 日

3 社に 1 社が取得実績 育児介護休業実態調査 (IRSME17001)

3. 調査結果

図 1 のとおり、育児休業を「現在取得中の従業員がいる」「過去に取得した実績あり」の企業は計 219 社であり、全体の 35.6%を占める。一方、介護休業を「現在取得中の従業員がいる」「過去に取得した実績あり」の企業は 35 社であり、全体の 5.7%にしか満たない。育児休業に比べ取得が進んでいない介護休業については、対象自体が少ない、むしろ退職を選ぶ、復帰の目途を立てるのが難しいなど、様々な理由がある。

図 1 育児介護休業 取得状況 (n=615)

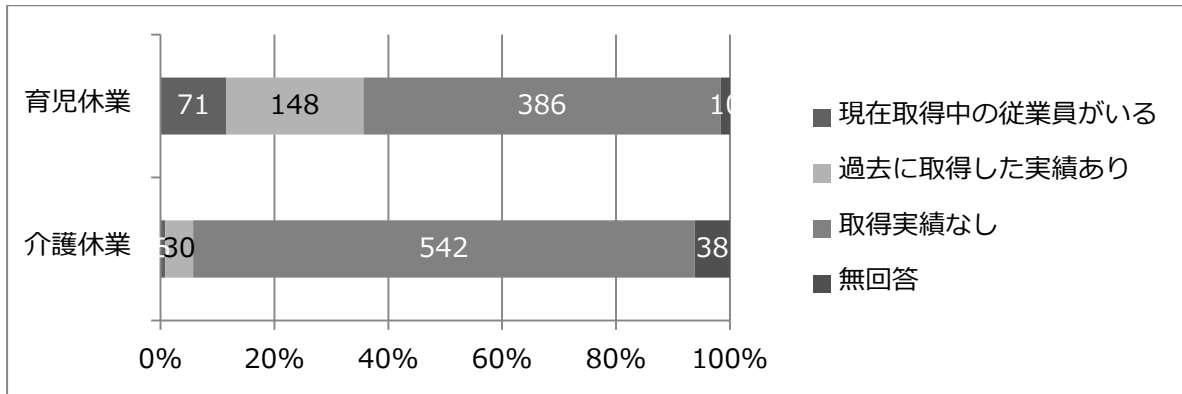
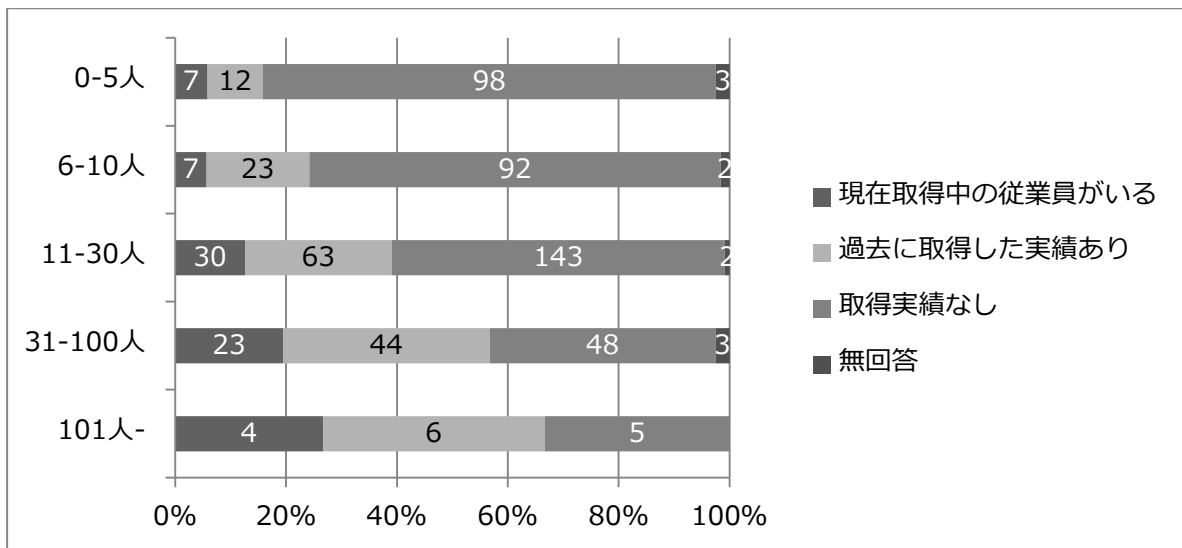


図 2 では育児休業について従業員数別に集計している。従業員数の多い企業ほど取得実績があるという傾向が表れた。当然ながら従業員数が多いほど取得した従業員も多くなるが、経営者は企業が大きくなるにつれて、従業員が育児で職を離れる可能性について認識し、役割分担の整理や業務の棚卸など備えを進める必要がある。

図 2 従業員数別 育児休業 取得状況 (n=615)

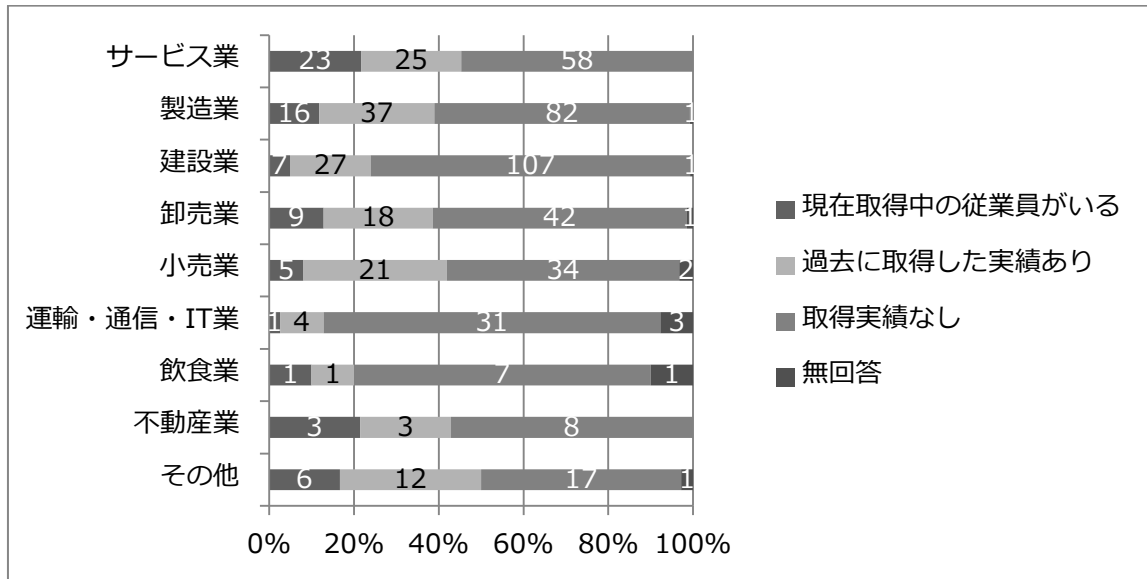


平成 29 年 5 月 15 日

3 社に 1 社が取得実績 育児介護休業実態調査 (IRSME17001)

図 3 は業種別の育児休業取得状況を表している。サービス業・卸売業・小売業で取得実績のある比率が高く、建設業、運輸・通信・IT 業、飲食業が低い。直接的には女性従業員比率の差であると推測されるが、少数の女性に事務を全てお任せしているような事業所では、環境を整えなければ、いざというときに事業への悪影響が出かねない。

図 3 業種別 育児休業 取得状況 (n=615)



4. 総評

厚生労働省が平成 27 年度雇用均等基本調査結果として公表した『育児休業者の有無別事業所割合』では、出産した従業員がいる事業所において女性は 84.0%の取得率であるとされた。この差はどこにあるのだろうか。

本調査では中小企業における取得状況は、育児休業 35.6%であった。本調査は出産した従業員の有無を母数に考慮していないため、双方の調査結果が正しいとすれば、約半数の「出産した従業員がいない」企業が、厚生労働省調査の母数に含まれていないことになる。邪推になるが、「出産 = 退職 = 出産した従業員がいない」のが実態なのではないだろうか。

労働市場が売り手(求職者)優位であるいま、育児介護休業の取りやすさは採用や定着に明らかな影響がある。育児介護休業法への対応はもちろん、従業員への制度の周知徹底、取得しやすい風土づくりなどから取り組まれることをお勧めしたい。(了)